

NEWS RELEASE

令和 8 年 7 月 2 1 日
一般社団法人 信託協会

公益信託の受託状況 (令和 8 年 3 月末現在)

一般社団法人 信託協会（会長 笹田 賢一）では、今般、令和 8 年 3 月末現在の公益信託の受託状況を取りまとめました。

- 令和 8 年 3 月末現在では、受託件数は 3 6 1 件、信託財産残高は 5 1 2 億円となりました。
信託目的別件数の上位をみると、奨学金支給が 1 1 7 件（受託額 2 0 0 億円）、自然科学研究助成が 5 8 件（同 5 7 億円）、教育振興が 4 6 件（同 1 3 億円）となっています。
- また、助成先への給付状況は、昭和 5 2 年の第 1 号発足以降の累計で、助成先数 2 5 万件、給付額 1, 0 7 8 億円となっています。
- 令和 7 年度中の新規受託状況は、受託件数 1 件、受託額 1. 6 億円となりました。信託目的は奨学金支給となっております。

公益信託とは、公益活動のために、自らの財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする企業等が委託者となり、自らの財産を受託者に信託し、受託者は、委託者の想いを実現するために定められた公益信託の目的に従い、その財産を管理・運用し、公益活動を継続的に行う制度です。

令和 6 年 5 月には、「公益信託ニ関スル法律」の全部が改正され、「公益信託に関する法律」として本年 4 月に施行されました。信託業界は、公益信託の主たる担い手として、新たな法制のもとにおいても、多様化する社会、経済のニーズに的確に応えるため、引き続き公益信託の特徴である「軽量・軽装備」性を活かし、公益的活動の一層の活性化に努めて参る所存です。

※上記については、改正法施行前の「公益信託ニ関スル法律」に基づく公益信託の受託状況です。

以 上

本件に関する照会先：

（一社）信託協会 総務部（広報担当） 松村・西村・馬場
業務部 青沼・木村

電話 0 3 - 6 2 0 6 - 3 9 9 2



一般社団法人

信託協会

公 益 信 託 受 託 状 況

令和 8 年 3 月末現在
[単位：件、百万円]

信 託 目 的	件 数	信託財産残高
奨学金支給	117 (1)	20,088 (160)
自然科学研究助成	58 (—)	5,782 (—)
教育振興	46 (—)	1,387 (—)
社会福祉	27 (—)	3,059 (—)
国際協力・国際交流促進	25 (—)	2,712 (—)
都市環境の整備・保全	24 (—)	5,954 (—)
芸術・文化振興	17 (—)	4,258 (—)
自然環境の保全	16 (—)	4,613 (—)
人文科学研究助成	11 (—)	755 (—)
文化財の保存活用	2 (—)	86 (—)
動植物の保護繁殖	1 (—)	77 (—)
緑化推進	— (—)	— (—)
その他	17 (—)	2,507 (—)
合 計	361 (1)	51,284 (160)

(注) () は令和 7 年度中の新規受託分。

公益信託新規受託一覧(令和7年度中)

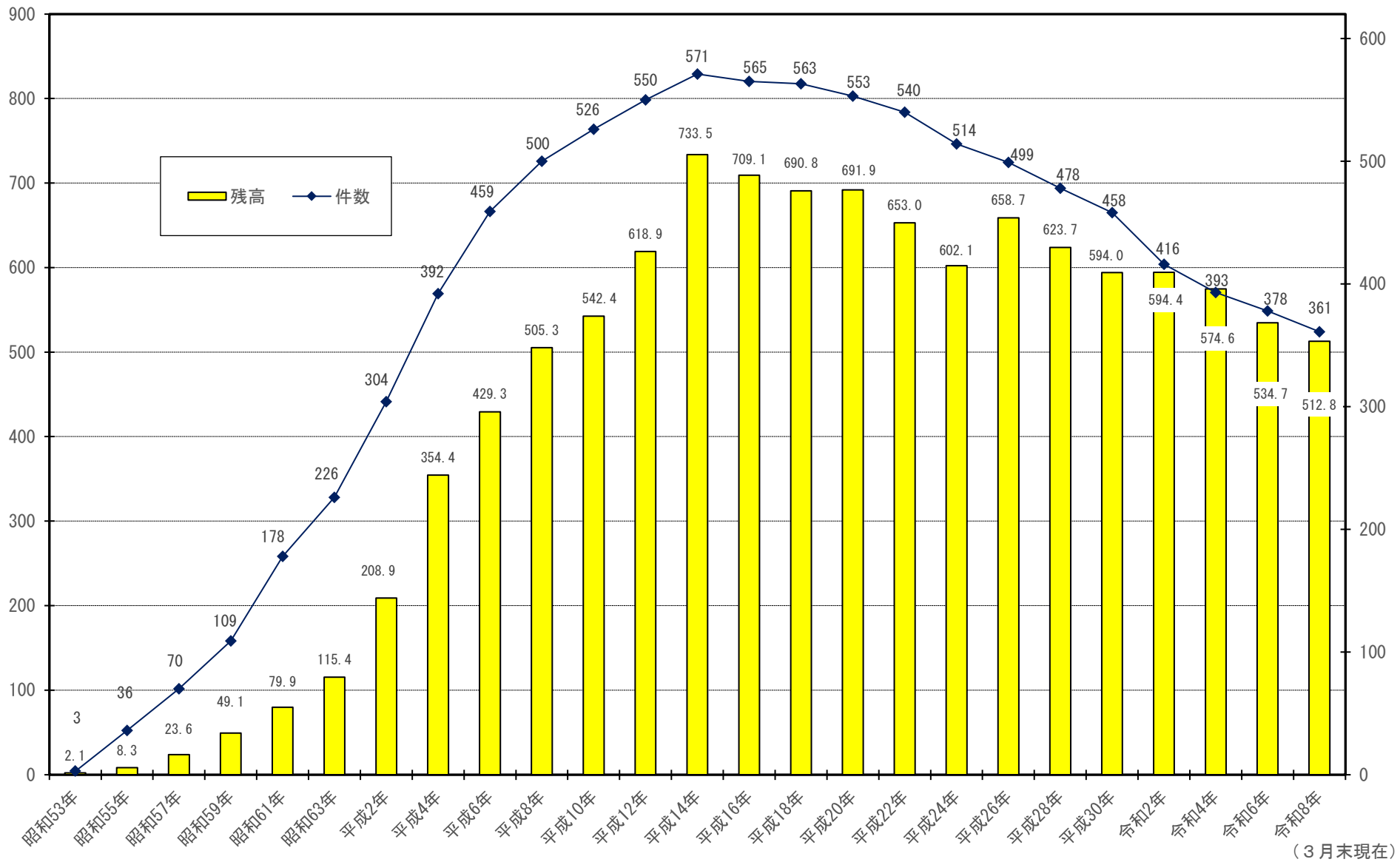
(単位:百万円)

名 称	発足年月日	活 動 内 容 等	委託者	当初信託財産
公益信託 あしぎん奨学基金	令和8年 3月30日	この公益信託は、栃木県内の高等学校等を卒業し、国内の大学等に在学する、修学の意欲がありながら経済的に恵まれない者を対象に奨学金を給付し、もって社会に有用な人材の育成に貢献することを目的とする。	法人	160
				合計 : 160

受託件数、信託財産残高の推移

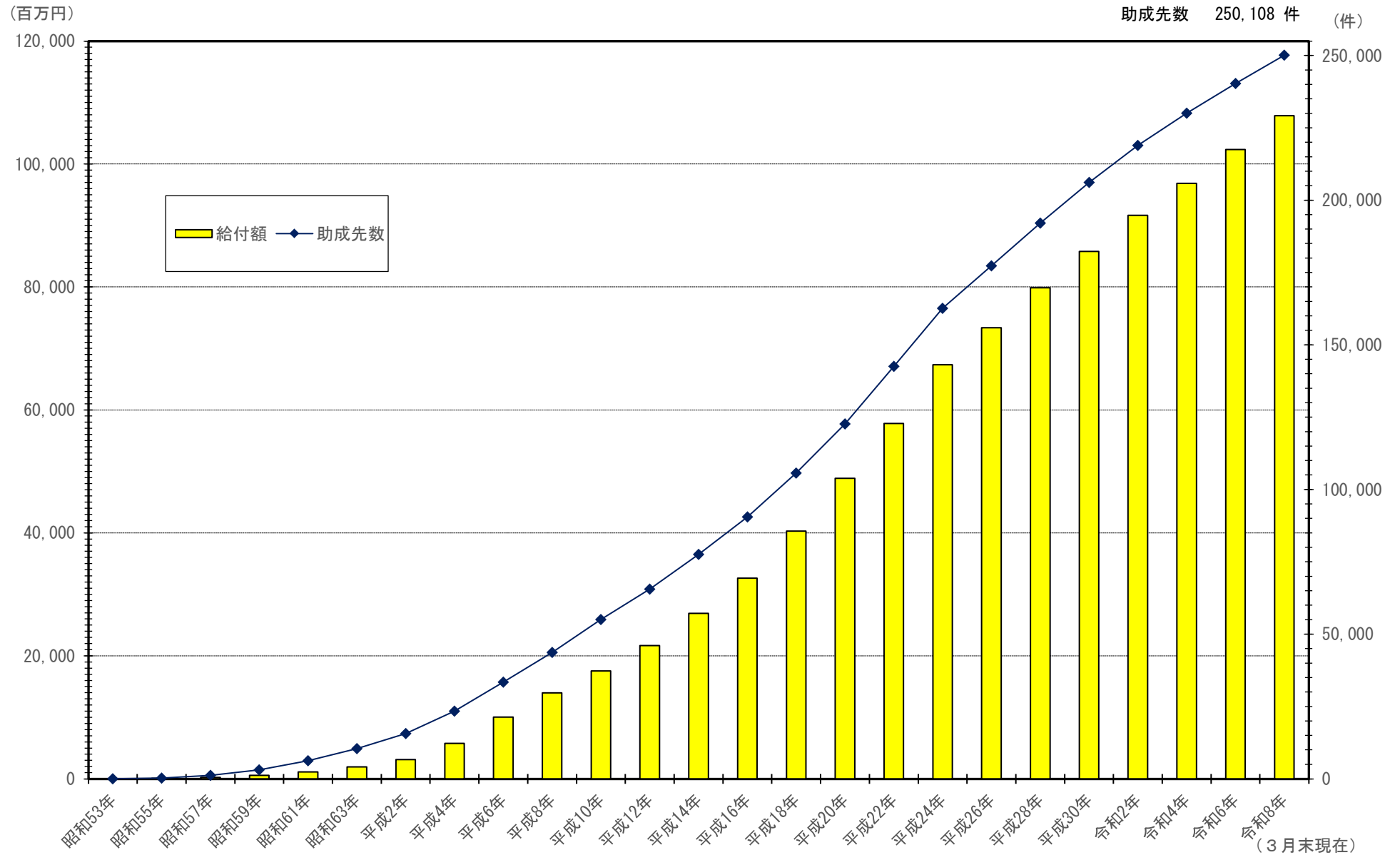
(億円)

(件数)



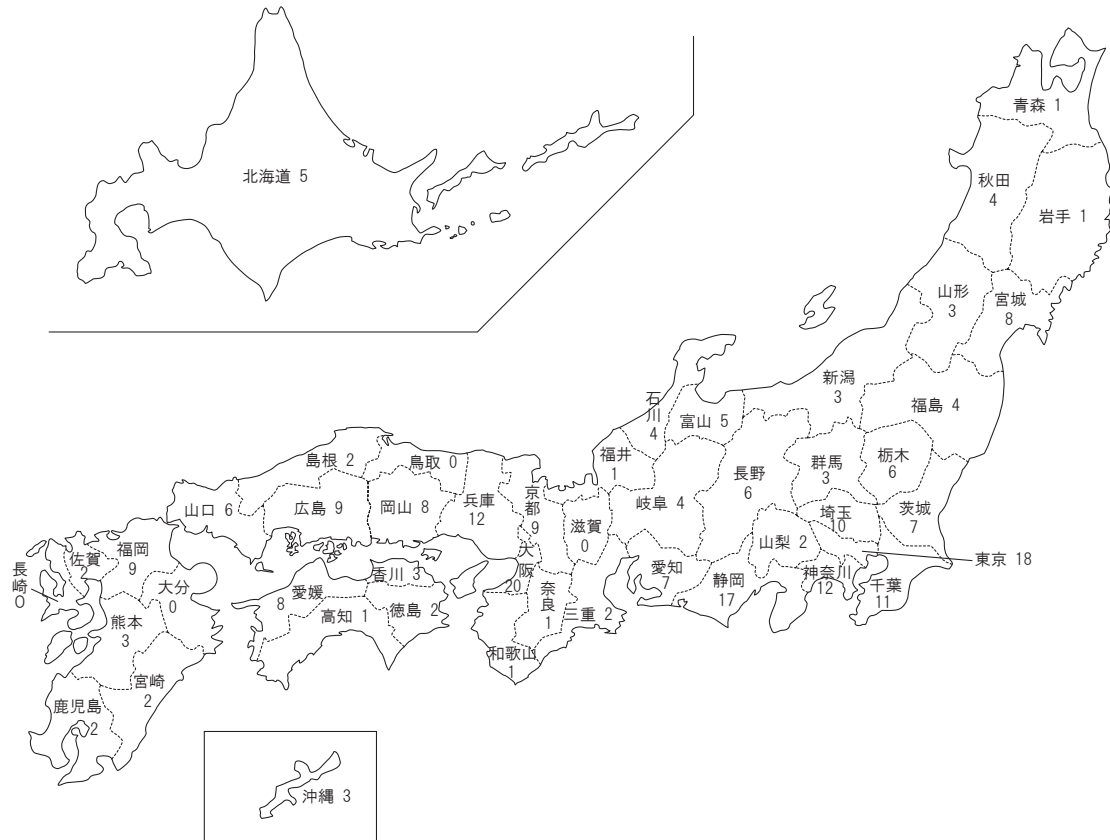
助成先数、給付額の推移（累計）

給付額 107,834 百万円
助成先数 250,108 件 (件)



地 域 別 受 託 状 況
(令和8年3月末現在)

- 全国ベース 9省庁 114件 (31.6%)
○都道府県ベース 43都道府県 247件 (68.4%)
なお、都道府県別の受託状況は下図をご参照。



※信託協会ホームページに「公益信託データベース」を掲載中(URL : <https://www.shintaku-kyokai.or.jp>)。各都道府県別の公益信託の現状について、検索・閲覧することができます。

(検索方法)

- ① 信託協会ホームページのトップページの上段「統計データ/資料検索」をクリック
- ② 「資料検索」の「公益信託データベース」をクリック
- ③ 「キーワード」の入力欄に都道府県名を入力し「検索する」をクリック

公益信託の概要

1. 沿革

公益信託は、公益財団法人と同様に民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、1922（大正11）年制定の信託法において規定されましたが、その後、50年ほどは利用されませんでした。

しかし、1977（昭和52）年に第1号が誕生して以来、個人や企業等の善意に支えられ、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されてきました。

その後、2006（平成18）年の旧信託法の抜本的改正と、2008（平成20）年の公益法人制度改革、2013（平成25）年11月の新公益法人制度への移行期間の満了を踏まえ、公益信託についても、2016（平成28）年6月から、法制審議会信託法部会において見直しの議論が開始され、2019（平成31）年2月に公益信託法改正要綱がとりまとめられ、法務大臣に答申されました。

2024（令和6）年3月には「公益信託ニ関スル法律」を全部改正する「公益信託に関する法律案」が国会に提出され、5月14日に成立、5月22日に公布されました。

また、2025（令和7）年4月には、内閣府より、「公益信託に関する法律施行令（案）」等が公表され、意見募集が実施されたのち、同年6月30日に「公益信託に関する法律施行令」等が公布されました。

「公益信託に関する法律」等は、2026（令和8）年4月1日に施行され、新たな公益信託制度が始まりました。概要は以下のとおりです。

○公益信託の担い手の範囲が拡大

- ・ これまでは公益信託の担い手は信託銀行等に限られていましたが、新たな制度では、特段の制限はなくなりました。

○信託財産・信託事務の範囲が拡大

- ・ これまでは信託財産は金銭、信託事務は助成に限られていましたが、新たな制度では、金銭の他、金銭以外の財産（不動産や美術品等）を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできるようになりました。

○認可・監督の仕組みの一元化

- ・ これまでの主務官庁制度が廃止され、行政庁（公益法人与共通）による認可・監督を受けることになりました。

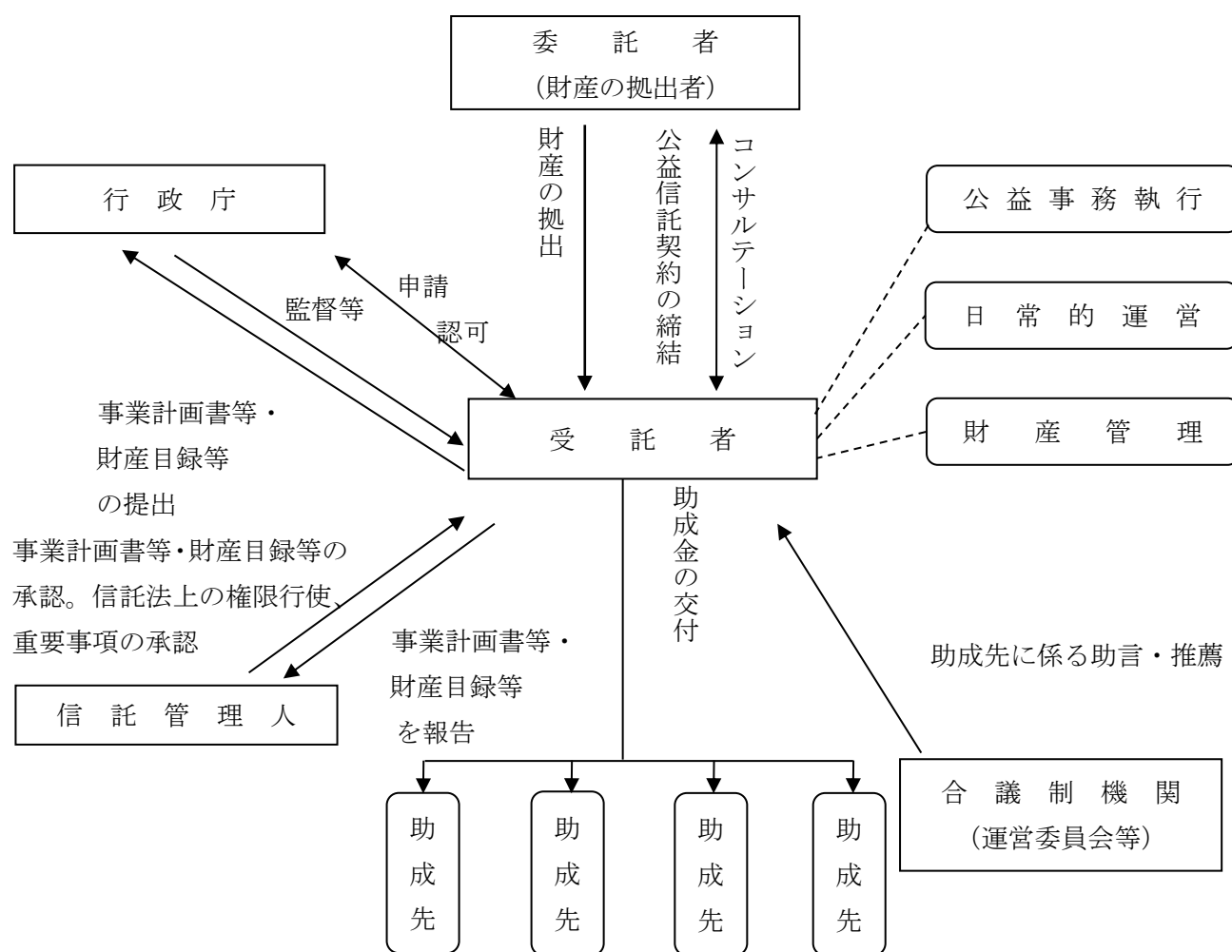
2. 公益信託の仕組み・特色

（注：以下は改正後の公益信託法を前提とした内容ですが、今回公表した受託状況は、改正法施行前のものです。）

○仕組み

公益信託は、公益活動のために、自らの財産を提供しようとする個人や利益の一部を社会に還元しようとする企業等が委託者となり、自らの財産を受託者に信託し、受託者は、委託者の想いを実現するために定められた公益信託の目的に従い、その財産を管理・運用し、公益活動を継続的に行う制度です。

【以下の図は、信託銀行等が受託者となり、助成金の給付を実施する公益信託を表しています。】



○公益信託の特色

公益信託は、公益財団法人と異なり、受託者が行政庁への認可申請等をすべて行いますので、設置手続きのわずらわしさがありません。

また、独自の事務所と専任の職員を置く必要がないため、効率的な運営が行えます。また、信託財産を取り崩して比較的短期間に配分費消するなど、弾力的な運営を行うことにも適しています。